

ID: 231

担当部署: 総務課

処分の概要	給付決定の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町犯罪被害者等支援条例施行規則 第15条第1項		
例規番号	令和4年規則第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条の規定による。</p> <p>(犯罪被害者等支援金の給付決定の取消し等)</p> <p>第15条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金の返還を求めるものとする。</p> <p>(1) 第6条に規定する犯罪被害者等支援金の給付の制限に該当するため、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等支援金の給付決定又は犯罪被害者等支援金の給付を受けたとき。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消し、又は既に給付した犯罪被害者等支援金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等支援金の給付決定を取り消したときは、犯罪被害者等支援金給付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日